

第六回 参議院 厚生委員会 會議 録 第九号

昭和二十四年十二月二日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○醫師國家試驗予備試驗の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)

午前十時五十二分開會

○委員長(塚本重藏君) これより委員會を開會いたします。日程の順序を変更しまして、衆議院送付にかかる醫師國家試驗予備試驗の受験資格の特例に関する法律案を議題にしたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(塚本重藏君) 御異議ないものと認めます。これよりその審議に入ります。御発言をお願いいたします。

○中平常太郎君 この法律案は極めて少数の人に限られた興亜医学館の卒業生約六、七十名にのみ適用し得る一つの受験資格の特例に関する法律であります。これは外地引揚者の中の醫師の受験資格に関する特例法がありまして、あの中にも吸収し得るものと私は思ふのであります。僅か六、七十人のために一つの單行法律を制定しなければならぬという理由が、よくと不明確のように思ふのであります。その点当局側はどう考へておられますか。お尋ねしたいと思います。

○説明員(東龍太郎) 只今の御質問に私からお答えいたしますが、この法律の対象となります者はお説の通り比較的少数であります。この提案理由のところには興亜医学館のみの名前が挙げられておりますが、私共の方で調査いた

第九部 厚生委員会會議録第九号

昭和二十四年十二月二日【参議院】

しましたところによりますと、この法律に該当するような学校卒業生を出してあります学校は、興亜医学館の外に東洋医学館というのがある一ヶ所ございます。そうして外地引揚者に関するいろいろな特例ではカバーできない部分がありますので、どうしてもかような單行法にならざるを得ないのでございます。と申しますのは、この両方の学校とも正規に文部省の認めております醫學專門学校ではなかつたのでありまして、戦時中の必要で、いわゆる外地向けの醫師を養成する目的で東京に二ヶ所かような教育機関ができておりました。卒業生を出します際にはまだ正規の認可を得ていなかったものであります。そうして私共の調査によりますと、興亜医学館の卒業生は計三百六十九名でありまして、そのうち台湾国籍の人が百八十四、朝鮮の人が百十五、内地日本人が七十。東洋医学館につきましては、台湾が六十五、朝鮮が二十、内地三十、計百十五となつております。この卒業生の中には勿論すでに外地の方へ参りまして、満洲、朝鮮、蒙疆等において現地醫師としての資格を得まして、醫師として活躍した者もござります。そういう人が内地に引揚げて参りましたのは、いずれもこの外地引揚醫師に対する特別措置によりまして、國家試験予備試験委員の行方試験という長い名前の試験でありまして、元の醫師開業試験のごときも試験を受けて、いわゆる現在の國家試験ではなく元の制度による醫師免許状

を與えられておるのであります。この興亜医学館三百六十九名のうち、内地人は七十名でありまして、そのうちでも四十七名は引揚者でございます。従つてこの四十七名につきましては、恐らく今の引揚醫師に対する特別措置による試験を受けておられることと存じます。従つてこの法律によつて行われようとする試験を受ける対象は二十三名と申すわけでござります。東洋医学館につきましては、外地引揚が十名、従つてこの試験の対象と思われらるものは二十名、合せて内地人につきましては四十三名でございます。それから台湾、朝鮮等の国籍の人は大部分はすでに引揚げて申しますか、それぞれ別の國へ歸つておられると思ひますが、尙少数日本に在留いたしておられる人もあることも事実でありますので、その中からやはり二、三十名の受験対象があり得るという推定をいたしました。總計合せて数十名がこの法律の対象になるといふのであります。只今申上げました通り、一度とにかく外地におきまして現地開業の醫師の資格を得て医業に従事いたしておりました人に対しては、引揚醫師としての特例による特別扱をいたしますが、学校を卒業したままでは勿論内地では開業の資格がありませんから、医業は営んでおりませんが、ただ学校を卒業しただけの資格を持つておられるに對しては、何らその人が醫師となるべき途が開かれていなかつたのであります。併しながら當時正規に学校の認可を得ておられ

んでしたが、その後文部省におきましてこの両方の学校の内容を調査いたしました結果、戦時中に作られたいわゆる戦時措置による醫學專門学校と同等の教育内容であるということと認定いたしました。これらの人で特に満洲、朝鮮、台湾等へ歸ります場合に、この学校においては醫學專門学校と同等の教科内容の教育を受けたものであるということの証明書を渡したという事実がござります。従つて文部省としてはこの学校を專門学校と同等程度の内容と認めておられますので、厚生省といたしましては、卒業生に對して將來醫師となるべき途を開くべきものと考えまして、そこでその途は結局は醫師國家試験を受けることとありますが、醫師國家試験を受けるにはすでに法律によつて規定せられたる資格を必要とするのであります。従つてその國家試験受験資格がありや否やというその決定をいたします際、醫師國家試験予備試験を受けなければなりませんので、ここにこの法律によつて予備試験を受ける途を開くということとあります。が、どうしても少数であります。これらの人に対してはこの途を開きません。では、醫師となるべき方法、方途が外にはないものであります。従つて結論いたしまして、私共の予想では、この法律ができました後も数十名全部がこれに應じて試験を受けて、そして醫師となるべき途を進むものとは想像いたしておりません。恐らくその中の何分の一かの少数になりましよう。全く途を

開かないということとは私共としては気の毒だと思ひますので、提案者の方といたしましては調査研究いたしました結果、私共といたしましてはこの法律が通過いたしましたならば、それに基いて適正な審議を行いたいと思つております。尚ついでに申し上げますが、従つて少数でありますので年に一回しか行わない予定でありますので、経費は誠に僅かでございます。現在私共の持つております既定経費において賄い得るもの、特別に追加予算等の迷惑をかけないで済むものと信じております。

○委員長(塚本重藏君) 提案の理由書が全部書替へられております。それを皆様に御報告いたします。理由書は左のごとく改まつております。「従前、大陸、特に満洲方面における醫師の不足に應ずるため設定された興亜医学館、東洋医学館等醫學の教育を、目的とする学校の卒業生は、内地における醫師としての資格を與えられていなかったが、これ等のものに醫師國家試験予備試験を受験する資格を與え、醫師となる途を開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。こゝういふふうに改められております。

○中平常太郎君 よく分りましたが、そうすると、卒業生は内地ばかりでなく朝鮮人も台湾人もおられるわけですが、彼らは自分の國に歸るのであるから關係はないような問題であります。朝鮮人などはこちらに帰化する場合も相当あるのであります。朝鮮の方もこの規則によつて受験することがで

第九部 厚生委員会會議録第九号

昭和二十四年十二月二日【参議院】

きるのですか、その点はどうですか。内地に残つておる、帰化しておるこの朝鮮人ですが……。

○説明員(東龍太郎君) 朝鮮人でありまして台湾人でありまして、受験の申請をすれば受験ができるわけでありまして併しすでに大部分は帰つたものと考へております。

○中平常太郎君 もう一つ「卒業生は」とありますので、卒業以前のものは、つまり就学中のものは入らんものと思はれるのでありますが、この学院、学院などはもう消滅しておるのですか。

○説明員(東龍太郎君) さようでございます。消滅いたしております。

○中平常太郎君 途中のものは全部ないですな。

○説明員(東龍太郎君) 全部おりません。ついでに申し上げますが、この両方の学校とも今お話になりましたような、途中のもの若しくは卒業生でありまして、速かに見直しを付けたものは他の医学学校にすでに入学いたしましたして、そうして正規の大学医学教育を受けまして、正規の国家医師試験を受ける途に進んでおります。あとは卒業生以外のものは何ら面倒はございません。

○藤森眞治君 今委員長の読まれた提案理由の中に、何々等とありましたのは、学校二つをおつしや、いましてが、興亜医学館、それからもう一つありましたね。

○説明員(東龍太郎君) 東洋医学院です。

○藤森眞治君 まだ外にもこういう何がある見込みでしょうか、もうこれでございますか。こういう学校は……。

○説明員(東龍太郎君) 私が承知いたしておりますのは、この二つしかございません。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御質問ありませんか。御質問等がなければ質疑はこれで終結したものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) 差支なければ終結したものと認めます。本案の採決に入ることに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) それでは採決に入ります。医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、この法案に賛成の方の御起立を願います。

○委員長(塚本重蔵君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。尙賛成の諸君の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
今泉 政喜 中平常太郎
草葉 隆圓 中山 壽彦
堀井 伊介 穂積眞六郎
藤森 眞治 井上なつゑ
岡元 義人

○委員長(塚本重蔵君) 尙本会議におきます委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四條によつて多数意見者の署名を附して、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することは委員長に御一任下さることに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) この際日程に追加いたしましたので、昨日本院に付託になりました諸願及び陳情を議題にしてその審議を進めることに御異議ございませんか。

○井上なつゑ君 その前にちよつと医務局長さんにお伺いさして頂きたいのであります。実は二、三日前に看護婦の国家試験についての審議会がございまして、決定を見られたとかという噂を伺つたのであります。そのことについて、その審議会の決定をされましたのは、どういふふうな審議されたのか、伺わして頂ければ幸いです。

○説明員(東龍太郎君) 今のお尋ねは看護婦の国家試験に関するものであります。私は何も実は報告は聞いておりませんが、それは噂に上つておるのであります。有難うございまして。

○委員長(塚本重蔵君) それでは休憩いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 今より再開いたします。速記を中止して下さい。

午後二時十分開会
○委員長(塚本重蔵君) 只今より再開いたします。速記を中止して下さい。

午後二時三十分開会
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めます。

午後二時三十分散会
出席者は左の通り。

理事 今泉 政喜君
岡元 義人君
委員 堀井 伊介君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
藤森 眞治君
井上なつゑ君
穂積眞六郎君

政府委員 木村忠二郎君
厚生事務官(社会局長) 東 龍太郎君
厚生技官(医務局長) 石神甲子郎君
厚生事務官(国立公園部計画課長)

十二月一日本委員会に左の事件を付託された。
一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は十一月二十九日)

十二月一日本委員会に左の事件を付託された。
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十一号)
一、佐世保、九十九島平戸、大村湾、五島、志岐、対馬一帯を国立公園に指定の諸願(第七百三十二号)
一、国立美幌療養所の移転に関する諸願(第七百三十三号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十四号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十五号)

一、国民健康保険法中一部改正等に関する諸願(第七百四十二号)
一、身体障害者福祉法制定に関する諸願(第七百四十三号)
一、霧島国立公園の整備拡充に関する諸願(第七百四十四号)
一、老人福祉法制定に関する諸願(第七百四十五号)
一、母子寮、託児所設置に関する諸願(第七百四十六号)
一、児童福祉施設最低基準令施行延期に関する諸願(第七百四十七号)
一、しよら浦三浦一帯を国立公園に指定の諸願(第七百四十八号)
一、東旭川登山口大雪山国立公園観光自動車道路開設に関する諸願(第七百四十九号)
一、元軍人傷い者の救済に関する諸願(第七百五十号)
一、コロニー厚生療養施設に関する諸願(第七百五十一号)
一、結核療養施設の大坂市復元に関する諸願(第七百五十七号)
一、健康保険入院料の適正化に関する諸願(第七百五十八号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百五十九号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十六号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十七号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十八号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十九号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百四十号)
一、戦争犠牲者遺族に年金支給の諸願(第七百四十一号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十六号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十七号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十八号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十九号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百四十号)
一、戦争犠牲者遺族に年金支給の諸願(第七百四十一号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十六号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十七号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十八号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十九号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百四十号)
一、戦争犠牲者遺族に年金支給の諸願(第七百四十一号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十六号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十七号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十八号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百三十九号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する諸願(第七百四十号)
一、戦争犠牲者遺族に年金支給の諸願(第七百四十一号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第九号)
一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第九号)

第七百三十号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 奈良市高畑町片原二一
○奈良県遺族厚生会内
中西久晃

紹介議員 河崎 ナツ君
最大の戦争犠牲者である遺族は、社会的冷遇の真中に放置され、か弱き女子あるいは老年の身で生活苦と戦っている実情であるから、すみやかに生活安定のために、(一)生活の扶助、(二)未亡人および遺児の就職あつせん、(三)育英資金の活用等の各項の実現を図られたいとの請願。

第七百三十一号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 群馬県多野郡美土里村
大字篠塚三三 神田重治

紹介議員 木楢三四郎君
いまや、民主日本の再建が着々その歩を進めているとき、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、過去四箇年にわたる経済情勢の激変に心身ともに疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)生活扶助制度および生業資金制度の拡充、(三)未亡人、遺児ら就職あつせん、(四)授

産所、母子寮、保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用等家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第七百三十二号
昭和二十四年十一月二十一日受理
佐世保、九十九島、平戸、大村湾、五島、豊岐、対馬一帯を国立公園に指定の請願
請願者 長崎県知事 杉山宗次
郎外二名

紹介議員 門屋 盛一君 藤野繁雄君
長崎県の佐世保、九十九島、平戸、大村湾、五島、豊岐、対馬一帯は絶佳なる風光と温泉、史せき、天然記念物の亜熱帯植物等を有する海上観光の最適地として、他の国立公園に優るとも劣らない一大観光地帯を形成している。しかし近時観光国策が叫ばれてる折から、同地方を国立公園に指定せられたいとの請願。

第七百三十三号
昭和二十四年十一月二十一日受理
国立美幌療養所の移転に関する請願
請願者 北海道網走郡美幌町東
一條北三ノ二全日本医療国立労働組合美幌支部内 高橋義実外百二十六名

紹介議員 木下 源吾君
現国立美幌療養所は、北海道美幌町市街地の中心にあり、昭和二十一年四月、旧日本医療団健康療養より発足したもので、施設は既設の元料理店を改造、総坪数百六十坪、最大収容能力は病床数計算定員四十床であるが実際収容能力は三十八床位で設備も不完全で、隣接保健所の一部設

備等に依存して運営されている実状である。さしいわい美幌町から約六キロの地点に大蔵省所有にかかる旧美幌海軍航空隊のぼう大な敷地、建物が設置されたままになつていて、から。本療養所を同処に移転せしめられたいとの請願。

第七百三十四号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 山口市八幡馬場一九
吉富幸助外四十万一千二百三十名

紹介議員 姫井 伊助君
この請願の趣旨は、第六百三十号と同じである。

第七百三十五号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京伯
楽町四 中川源一郎外
一万八千四名
大野木秀次郎君 草葉隆田君

この請願の趣旨は、第七百三十号と同じである。

第七百三十七号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願
請願者 和歌山市小松原通五ノ
二和歌山県遺族連合会
内 小島正幸

紹介議員 玉置吉之丞君
この請願の趣旨は、第七百三十号と同じである。

第七百三十八号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(五通)
請願者 長野市県町長野県遺族
厚生連盟内滝澤志郎外
八百六名
紹介議員 塚本 重蔵君

この請願の趣旨は、第七百三十号と同じである。

紹介議員 藤野 繁雄君 門屋 盛一君
戦争の災禍によつて一家の支柱を失つた戦死者、戦災者等の遺族の窮状は最も悲惨であるから、(一)遺族年金の支給、(二)社会保障制度の確立、(三)戦没者に対する葬儀その他の慰靈行事の一般同様の処置、(四)組織的就職斡旋、(五)授産所、母子寮、保育所の増設、(七)生業資金制度の拡充、(八)課税の減免等の援護対策を強化して経済的、精神的の両面に更生の機会を與えられたいとの請願。

第七百四十一号
昭和二十四年十一月二十一日受理
戦争犠牲者遺族に年金支給の請願
請願者 静岡県引佐郡都田村都
田一七八ノ二 鈴木
昌平外十一名
紹介議員 塚本 重蔵君

現在引揚問題が国をあげての大問題として取り扱われているにもかかわらず、戦争犠牲者の遺族援護は全く忘れられている感があるから、主人を、あるいは兄弟を失つて困窮の極に達している遺族の生活を援護するため、遺族年金を支給せられたいとの請願。

第七百四十二号
昭和二十四年十一月二十一日受理
国民健康保険法中一部改正等に関する請願
請願者 島根県大原郡木次町大
原国民健康保険団体協
議会内 難波保一外十
名
紹介議員 宇都宮 登君

国民健康保險事業は、文化的平和国家建設のための基本的要件であるが、経済九原則の施行による農村不況はいよ／＼深刻となり、経済状態がひつ迫したため、保険料の滞納等により本事業は全面的崩壊の危機に直面しているから、本事業の重要性と現下の社会情勢にかんがみ、(一)国民健康保險組合を強制設立すること、(二)事務費を全額国庫負担とすること、(三)国民健康保險に対する金融的処置を立法化すること等国民健康保險法の一部を改正するとともに社会保障制度を確立せられたとの請願。

第七百四十三号

昭和二十四年十一月二十一日受理
身体障害者福祉法制定に関する請願
請願者 神奈川県庁内神奈川県盲人会連盟内 白井峯 吉

紹介議員 小串 清一君

現在身体障害者に対する社会福祉、社会保障の制度は、ほとんど欠けているから、これら身体障害者に対して、医療、職業、生業の処置等総合的にそれ／＼の身体的欠陥に最も必要とする相応の保護対策として、すみやかに身体障害者福祉法を制定せられたとの請願。

第七百四十四号

昭和二十四年十一月二十一日受理
霧島国立公園の整備拡充に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡牧園町 長 永田良幹
紹介議員 岡元 義人君

霧島国立公園は、昭和九年国立公園

に指定されて以来既に十五年、国民の保健と観光に大きい使命を果し、終戦後は本邦最南端の国立公園として外客誘致の第一線にあるが、本年八月のジュネイス台風によつて同地最優を誇つた二千余坪の霧島館が全滅したのを始め、道路の破損欠陥、がけくずれ等がはなはだしいので、県の財政のみでは到底その復旧を見ることができないから、観光日本の発展のため、霧島公園の復旧整備を国費をもつて重点的に実施せられたとの請願。

第七百四十五号

昭和二十四年十一月二十一日受理
老人福祉法制定に関する請願
請願者 東京都杉並区上高井戸三ノ八四八全国養老事業協会内 中川望 吉

紹介議員 堀井 伊介君

終戦後社会情勢の激変に伴い、老人の生活は著しく困難に陥り、その窮状見るにしのびないものがあるから、老人の生活安定を計ることは刻下の急務である。英国においては、千九百八年養老年金法が制定され、千九百二十五年にはか婦、孤兒および老齢者年金法の制定をみ、さらに千九百四十六年には社会保障法が制定され、その他の諸国においても同様の施策が講ぜられて老人の生活は安定している。わが国においては児童については既に児童福祉法の制定をみ、近く傷い者に対する福祉法も制定されると聞くが、いまだ老人に対する福祉施策の実現をみないのは誠に遺憾であるから、すみやかに老

人福祉法を制定せられたとの請願。

第七百四十六号

昭和二十四年十一月二十一日受理
母子寮 託児所設置に関する請願
請願者 茨城県結城郡水海道町増田ちよ外二千六百一名

紹介議員 宮城タマヨ君 赤松 常子君

戦災引揚その他の未亡人で子供を運れた者は、毎日悲惨な生活を送っているが、ことに住宅難は深刻を極め、物置小屋あるいは家畜小屋の片隅または露、急造バラック等の中に生活し、降雨の度毎に避難したり、家の中でかさをさしている等全く涙の目を送っている実情であるから、これらの未亡人の更生をはかり、その生活を保護するため、すみやかに母子寮、託児所等を設置せられたとの請願。

第七百四十七号

昭和二十四年十一月二十一日受理
児童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願
請願者 長崎市銅座町三三財団法人淳心園内長崎県社会事業連盟内 佐々木 祐俊

紹介議員 岡元 義人君

児童福祉施設最低基準令の施行猶予期限は本年末に迫っているが、財源の少い現況では施設の整備ができない有様である。もし、期間中に整備できないとの理由で私設社会事業整理の処置を採られると、管内の社会事業の大部分は閉鎖のやむなきに至

り、これに代る公営社会事業の準備もない現在、要保護者は路頭に迷う結果となるから、私設社会事業に対して、最大限の助成を行い完備せる公営施設の具現するまでの使命を達成し得るより児童福祉施設最低基準令の施行猶予期間を延期するよう法的措置をとられたとの請願。

第七百四十八号

昭和二十四年十一月二十一日受理
しよ／＼南三浦一帯を国立公園に指定する請願
請願者 神奈川県横須賀市長石渡直次外六名

紹介議員 大隅 憲二君

しよ／＼南三浦一帯は、京浜の大都市を控え、交通機関発達し本邦臨海休養地中最も地理的条件に恵まれており、さらに鎌倉、江の島の史せき景勝に富み、休養観光地として発達してきたが、三浦半島が永く軍用地として一般人からはなれてきたため、その全ほうがおおわれていた。いまや終戦となつてその全ほうが認識され、観光の第一線地となつてきたから、観光日本発展の重要性にかんがみ、日本の支関口横浜港を控え、幾多の観光条件に恵まれているしよ／＼南三浦一帯を国立公園に指定せられたとの請願。

第七百四十九号

昭和二十四年十一月二十四日受理
東旭川登山口大雪山国立公園観光自動車道路開設に関する請願
請願者 北海道上川郡東旭川村長 小谷勝次外六十一名

紹介議員 木下 源吾君

大雪山連峰一帯は、その風光の雄大かつ壯麗な点と理想的スキー場がある点より二十年前に国立公園に指定されているが、観光道路のみるべきものがなため、折角の観光地も従来は特定人にのみ親賞されている実情である。しよ／＼に東旭川登山口旭川村ペーバン道路は、地形的に急坂がなく自動車道路の開設も可能であり、一方旭川市より旭川村旭山公園間は電気軌道があるほか乗合自動車の便、硫黄鉱泉を始め、小学校、中学校、農業協同組合郵便局等の各施設があるから、当地方の産業文化振興と、大雪山連峰国立公園紹介のため、すみやかに旭川村ペーバン道路を利用して観光道路を開設せられたとの請願。

第七百五十号

昭和二十四年十一月二十一日受理
元軍人傷い者の救済に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡小山町鈴木豊太郎外二千二百三十人

紹介議員 植竹 春彦君 大島 定吉君

日本の傷い軍人は時の指導者のために忠勤を励んだのではなく、国のために忠勤を励んだのであるが、いまや、恩給の停止、追放等によつて、生活に困窮しているから、これらの者に対し恩給の復活、無賃乗車券の発給国立病院における特別取扱等の処置を採られたいとの請願。

第七百五十一号

昭和二十四年十一月二十一日受理
コロニ厚生寮建設に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬村

野塩六八〇上宮教会清

瀬寮園内 小島貞夫

紹介議員 塚本 重藏君

現在わが国の結核患者は実に三百万にのぼり、東京においても療養所の入所希望者は優に二千人を突破してその入所には私立療養所すら半年以上を要する実情である。しかしして結核回復者の大半は健康人に比していちじるしく作業能力が劣つていゝにもかかわらず、後保護施設がない現在無理を知らず退所し、大半は再び回復することのできない重症者となつて不幸な運命をたどつていゝ状態であるから、国庫助成によりこれらの人々に対して全国に後保護施設、就中コロニー厚生寮の建設を実現せられたいとの請願。

第八百十七号

昭和二十四年十一月二十一日受理

結核療養施設の大阪市復元に関する請願

請願者 大阪市議會議長 浅利 弘次郎

紹介議員 塚本 重藏君

結核療養所乃根山病院および貝塚千石荘病院は、結核患者の收容治療と結核に関する學術研究の目的で大正六年大阪市が設立しその後の充実整備によつて完成したわが国最大の公立結核療養所である。しかるに昭和十八年の日本医療団設立に際し強制出資をさせられ、昭和二十二年の解散を理由として一方的に国営となり、さらに今回日本医療団の精算に當つて巨額の負債のため出資施設を犠牲にすることであるが、これ

は設立当事者の思志を無視するものはなほだしいぼう挙である。大産業都市の有効な結核対策遂行と、地方自治の本旨にかんがみ、これらの結核療養施設を大阪市に復元せられたいとの請願。

第八百十八号

昭和二十四年十一月二十一日受理

健康保険入院料の適正化に関する請願

請願者 東京都北多摩郡村山町

野口九六結核予防会保

生園内東京都療養所協

会内 加藤峰三郎

紹介議員 井上なつる君

現行の健康保険入院料は、昨年十月の改正以来すえ置となつていゝが、その後人件費の高騰をはじめ諸物価の急値上げ等によつて療養所の経営は極度に行詰り、いまや重大な危機に陥つていゝ。また医療法の実施を要求されているが、現在の入院料では現状の維持さえ危くされる実状であるから、わが国健康保険事業の行詰りを打開するため、健康保険入院料を大幅に増額せられたいとの請願。

第八百八号

昭和二十四年十一月二十一日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 宮城県議會議長 桃沢 敬之助

第五国会において衆参両院で遺族援護について決議せられた、(一)遺族に対する年金支給、(二)授産所、母子寮、保育所の増設、(三)未亡人遺児に対する組織的就職のあつせん等の事項がすみやかに具体化するよう

処置せられたいとの陳情。

百九号

昭和二十四年十一月二十一日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(十八通)

陳情者 長崎県佐世保市戸尾町

八七 阿部浩

この陳情の趣旨は、第百八号と同じである。

第百十号

昭和二十四年十一月二十一日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(二通)

陳情者 静岡県浜名郡小野口村

長 竹内政外十一名

この陳情の趣旨は、第百八号と同じである。

昭和二十四年十二月十日印刷

昭和二十四年十二月十二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所